

令和元年 その他の提案 (B)

○ 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案

長野県の単独提案

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	回答 (各府省) ※一部要約
1	災害救助法に係る 一般基準の見直し 【内閣府】 〔災害救助法〕	<p>【現状】 災害時の救助の方法及び期間は国が従うべき基準を定めており、超過する場合は協議が必要なことから災害時の事務負担増加につながっている。</p> <p>【提案】 従うべき基準の内、避難所設置日数(7日間)について、実態に即した数値に見直す。</p>	<p>避難所の開設期間については、一般的には7日程度で完了することが通例になっているが、災害の態様によっては、この期間により難しい場合も考えられることから、その実情に応じて期間の延長の特別基準を設定することができることになっている。</p> <p>避難所における開設期間の延長について、避難所にいる被災者の状況を国が何も把握しないこととなれば、国及び県の非常災害対策本部等による状況把握すら困難なものとなる。</p> <p>また、延長のため、特別協議を行うこととなるが、各被災市町村から県を通じて内閣府に対して電話やメールなどによって行えるような簡便な方法としており、被災者の保護や救助といった本来業務の「足枷」となるような時間を費やすとは到底考えにくい。</p> <p>また、協議結果を応援先都道府県や市町村に伝達とあるが、メール又は口頭にて伝達するだけであり、これも本来業務の「足枷」となるような時間を費やすとは思えない。</p> <p>上記理由から避難所の開設できる期間の見直しを行うことは困難と考える。</p>

以上